

特定非営利活動法人ニッポン・アクティブライフ・クラブ定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は特定非営利活動法人ニッポン・アクティブライフ・クラブ（以下NALCという）と称する。

2 当会の英文法人名は NIPPON ACTIVE LIFE CLUBとする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府大阪市中央区に置く。

2 この法人は前項のほか、従たる事務所を東京都港区と大阪府枚方市に置く。

(地方組織)

第3条 この法人には、活動を円滑かつ活発に運営するため、原則として最小行政単位ごとに活動拠点を設ける。

(1) 活動拠点の名称は「NALC（ナルク）〇〇」と称する。〇〇は地域名とする。
又別に愛称を設ける。

(2) 活動拠点はそれぞれの運営規則により運営する。運営規則は別に定める運営規則モデルに基づいて作成し理事会の承認を受ける。

2 この法人には、高齢社会を豊かにし、安心とQOL（質の高い人生）の向上を図るための事業を行うため、本部に福祉調査センターを置き、その現場機関として、必要に応じ都道府県単位ごとに福祉調査センターを設け、その名称は「NALC（ナルク）〇〇福祉調査センター」と称する。〇〇は都道府県名とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 この法人は、自立、奉仕、助け合いをモットーに、社会参加と市民相互扶助の精神に基づき、高齢社会に相応しい地域社会（満足でき、尊厳のある生活のために小規模・多機能型地域コミュニティによる認知症高齢者を含めた福祉高齢者社会）作りの推進に関する事業を行い、社会全体の利益と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法第2条別表1号（保健、医療又は福祉の増進を図る活動）、及び同2号（社会教育の推進を図る活動）、同3号（まちづくりの推進を図る活動）、同5号（環境の保全を図る活動）、同6号（災害救助活動）、同9号（国際協力の活動）、同10号（男女共同参画社会の形成の促進

を図る活動)、同11号(子どもの健全育成を図る活動)、同14号(経済活動の活性化を図る活動)、同15号(職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動)を行う。

(事業)

第6条 この法人は第4条の目的を達成するため次の特定非営利活動にかかる事業を行う。

- (1) 会員の経験、特技、能力を活かした社会貢献活動及び高齢者の支援や介護・介助サービスなどの事業
- (2) 少子化対策としての子育て支援などの事業
- (3) 保健、医療、福祉を通じての社会参加、ボランティア活動への積極的参加とその普及事業
- (4) 福祉調査センターとして福祉サービス第三者評価、認知症高齢者グループホーム外部評価、介護サービス情報の公表などの評価・調査・指定機関としての事業及びその他、福祉関係の事業について行政からの要請に基づき、理事会の承認を得た委託事業
- (5) 高齢者の権利擁護の一環として施行された成年後見人制度を活用し、老後の安心設計のための事業
- (6) 長寿社会におけるコミュニケーションのあるまちづくり、環境を含む地域づくりへの協力や、自治体などに対しての地域政策提言などの事業
- (7) 男女共生に基く長寿社会の経済活動活性化と中高年の健康づくり、社会教育の推進及びその社会的地位の向上のための事業
- (8) 必要な調査研究、情報収集及び提供、啓発普及、職業能力の開発又は雇用機会の拡充の支援及び各種研修事業
- (9) 会報及び映像、出版物の発行

2 前項に掲げる事業を円滑に推進するための付随事業として、次のその他の事業を行う。

- (1) 行政、法人、団体などからの依頼、委託に基づく事業
- (2) 生活環境の向上、福祉に関わる設備、機器、物品などの斡旋及び調査研究、情報提供などの事業

第3章 会員

(種別)

第7条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という)上の社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同して入会した法人の推進活動を行う個人

(2) 活動会員

この法人の目的に賛同して入会した日常活動を行う個人

(3) 賛助会員

この法人の事業を賛助するため入会した個人及び団体

(入会)

第8条 正会員、活動会員及び賛助会員として入会しようとするものは、その旨を記載した入会申込書を会長に提出するものとする。

2 会長は、入会申込者が本会の目的に賛同し、活動及び事業に協力できる者と認めるときは、正当な理由がない限り入会を承認しなければならない。

(会費)

第9条 正会員、活動会員、及び賛助会員は総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第10条 正会員、活動会員及び賛助会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は賛助会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第11条 正会員、活動会員及び賛助会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第12条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第13条 既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第14条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理 事 5人以上50人以内

(2) 監 事 2人

2 理事のうち1人を会長、若干名を副会長、専務理事、常務理事とする。

(選任等)

第15条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

2 会長、副会長及び専務理事、常務理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を越えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員をかねることができない。

(職務)

第16条 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 専務理事はこの法人の業務執行を日常的に専務する。

4 常務理事はこの法人の業務を日常的に執行する。

5 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

6 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第17条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、第14条1項に定める最小の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第18条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第19条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(費用の支弁)

第20条 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

2 前項に関して必要な事項は、総会の議決を経て会長が別に定める。

(事務局及び職員)

第21条 この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長、事務局次長及び必要な職員を置く。

2 事務局長及び事務局次長は、理事会の議決を経て会長が委嘱し職員は会長が任免する。

3 事務局長及び事務局次長は理事の中から選出することができる。

4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第22条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(機能)

第24条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び収支予算並びにその変更

(5) 事業報告及び収支決算

- (6) 役員の選任又は解任
- (7) 役員の職務
- (8) 会費に関する事項
- (9) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (10) その他運営に関する重要事項

（開催）

第25条 定時総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第16条第6項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（議長）

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第28条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第30条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することが出来る。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わる事ができない。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第34条 理事会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第16条第6項第5号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第35条 理事会は会長が招集する。

2 会長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は会長がこれに当たる。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事に加わることができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第45条 予算超過又は予算外の支出に充てるため予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を支出するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもつて定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに官報に掲載してこれを行う。

第10章 雑 則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附 則

1、この定款は、この法人の成立の日平成11年6月7日から施行する。

附 則

1. 定款は平成18年5月25日の定時総会で一部を変更し平成18年9月7日から施行する。

附 則

1. 定款は平成23年5月26日の定時総会で一部を変更し平成23年11月11日から施行する。

(内容記載)

本書は特定非営利活動法人ニッポン・アクティブライフ・クラブの現行の定款に相違ありません。尚、附則の一部を削除していますので拠点内の使用に限定してください。

平成23年11月11日

特定非営利活動法人

ニッポン・アクティブライフ・クラブ

理 事 高 畑 敬 一